

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙（亀岡市）は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の間伐（利用または伐り捨て）及び搬出木材の販売（以下「間伐等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から間伐等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲（森林所有者）に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙（亀岡市）は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者（林業事業体）」という。）は甲（森林所有者）に善管注意義務を負い、甲（森林所有者）は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者（林業事業体）に対して義務の履行を求めることができる。また、乙（亀岡市）はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者（林業事業体）に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲（森林所有者）に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙（亀岡市）に経営管理権が、甲（森林所有者）に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙（亀岡市）に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲（森林所有者）は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙（亀岡市）は、甲（森林所有者）が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲（森林所有者）が偽りその他不正な手段により乙（亀岡市）に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲（森林所有者）が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙（亀岡市）は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲（森林所有者）は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙（亀岡市）の同意を得るものとする。
- ④ 甲（森林所有者）及び乙（亀岡市）は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙（亀岡市）は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙（亀岡市）以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙（亀岡市）以外の者に使用させることができる。
- ② 乙（亀岡市）は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙（亀岡市）以外の者に設置させることができる。この場合において、乙（亀岡市）は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙（亀岡市）は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲（森林所有者）への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙（亀岡市）が（経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者（林業事業体）が）甲（森林所有者）に対して販売収益、間伐等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙（亀岡市）が復旧を行うこととし、復旧内容は甲（森林所有者）と乙（亀岡市）の協議により定める。
- ② 乙（亀岡市）は、乙（亀岡市）の費用負担において甲（森林所有者）を被保険者として当該森林の全部又は一部に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲（森林所有者）はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙（亀岡市）がこれを行うものとする。
- ③ 乙（亀岡市）が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲（森林所有者）に支払われる保険金があるときには、甲（森林所有者）は当該保険金の請求及び受領を乙（亀岡市）に委任するものとし、乙（亀岡市）が当該保険金を復旧の用に供するため、甲（森林所有者）は当該保険金全額を乙（亀岡市）に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者（林業事業体）が復旧を行うこととし、復旧内容は甲（森林所有者）と経営管理実施権者（林業事業体）の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者（林業事業体）は、経営管理実施権者（林業事業体）の費用負担において甲（森林所有者）を被保険者として当該森林の全部又は一部に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲（森林所有者）はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者（林業事業体）がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲（森林所有者）に支払われる保険金がある場合、甲（森林所有者）は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者（林業事業体）に委任するものとし、経営管理実施権者（林業事業体）が当該保険金を復旧の用に供するため、甲（森林所有者）は当該保険金全額を経営管理実施権者（林業事業体）に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙(亀岡市)は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙(亀岡市)は、乙(亀岡市)の責めに帰すべき事由によって甲(森林所有者)に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙(亀岡市)の責めに帰すことのできない事由によって甲(森林所有者)に不利益が生じたときは、乙(亀岡市)は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲(森林所有者)と乙(亀岡市)との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲(森林所有者)に帰属するものとする。

(14) 甲(森林所有者)の通知及び届出

- ① 甲(森林所有者)は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙(亀岡市)にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲(森林所有者)及び甲(森林所有者)の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲(森林所有者)が住所又は名称を変更した場合、甲(森林所有者)が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙(亀岡市)に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙（亀岡市）は、甲（森林所有者）から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲（森林所有者）の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙（亀岡市）が選定した民間事業者（林業事業者）に当該森林の経営管理実施権を、甲（森林所有者）及び乙（亀岡市）に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者（林業事業者）が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲（森林所有者）は経営管理実施権者（林業事業者）に義務履行を求めることができる。なお、乙（亀岡市）は、経営管理実施権者（林業事業者）に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う
- ③ 甲（森林所有者）が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者（林業事業者）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙（亀岡市）から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲（森林所有者）、乙（亀岡市）が協議して定める。